

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

アラクロール

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和8年7月9日（木）～令和8年8月7日（金）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見

- | | |
|-------------------|-----|
| ・電子政府の総合窓口（e-Gov） | 2 件 |
| ・郵送 | 0 件 |

(2) 提出意見の総数

2 件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	1. 資料内の「数値の丸め処理(有効数字)」に関する注記の統一 基準値と予測濃度(PEC)で異なる丸め処理が混在している点について、技術的な理由を1行追記する、あるいは表現を統一するだけで、読者の不信感を減らすことができます。 具体的な改善案: II-2の注記に「なお、健康リスク評価における安全側の配分を考慮し、基準値の算出においては端数を切り捨てて処理している」といった、切り捨てを選択した技術的・行政的な意図を明記する。 あるいは、今後の別農薬の審査において、PEC算出(四捨五入)と基準値算出(切り捨て)の処理ルールをマニュアル化し、資料内での整合性を揃える。 2. PEC算出に採用した「物性値の選定根拠」の明記 物性データ(土壤吸着係数など)に大きな幅がある中で、予測濃度の計算に「どの値」を適用したのかが見えにくいいため、パラメータ表に一言添えるだけで透明性が劇的に向上します。 具体的な改善案: III-2(2)の「各パラメーターの値」の表、もしくはその周辺に、「物性値(土壤吸着係数等)については、最も流出しやすい条件(ワーストケース)を想定した数値を採用」などの選定基準を1行追記する。これだけで、モデル計算の妥当性と安全側への配慮が明確になります。 3. 水道法(水質管理目標設定項目)との数値の乖離に関する補足 環境省が定める農薬登録基準(0.02" mg/L")が、厚生労働省(水道行政)の定める水質管理目標(0.03" mg/L")より厳しくなっている点について、制度上の位置づけを補足してお	御指摘を踏まえ、評価書の見やすさの向上について、引き続き検討してまいります。 なお、水質汚濁予測濃度(水濁PEC)の算出における土壤吸着係数の取扱いについては、農薬によっては、土壤の違いにより土壤吸着係数に大きなばらつきが認められる場合があることから、中央値を用いることとしております。 本改正に係る審議の経過や農薬登録基準の設定に関する考え方等は、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会(第101回)の資料及び議事録もご参照ください。 (中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会) https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html (水質汚濁に係る農薬登録保留基準に関する安全性評価及び基準値設定の方針) https://www.env.go.jp/content/900540686.pdf

	くと親切です。 具体的な改善案： 11-2の「参考」表の下部などに、「水質管理目標設定項目と本基準値は算出の根拠となる法令や目的が異なるため、設定値に相違がある」といった短い免責・補足条項を入れておく。これにより、部局間の縦割りによる単純なミスや矛盾ではないことが一般の読者にも伝わります。	
2	水質汚濁に関しては、日本の水源を守るためにも農薬登録基準値を下げるべきだと思いますし、農薬使用は徐々に廃止していくべきだと思います。	農薬は、病虫害や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。 農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮したうえで問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。 水質汚濁に係る農薬登録基準では、公共用水域の水の利用が原因となって人に被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばない値を設定しています。 また、平成30年の農薬取締法の改正により、既に登録された農薬に対しても、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う仕組みを導入しております。